

該当する場合は申請を

◆児童扶養手当

次の条件に当てはまる18歳

に達する日以後の3月31日までの児童を監護している父または母、もしくは父または母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障害にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 未婚の母の児童

※手当が支給されない例

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
- ③ 婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係)があるとき
- ④ 児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき

各手当の受給条件に該当する場合は、市役所福祉課または野栄総合支所で申請をしてください。なお、所得によっては支給が制限、または停止されることがあります。

6、野栄総合支所 ☎ 67・3111



◆特別児童扶養手当

身体や精神に一定の障害のある児童(20歳未満)を監護している父または母が養育者に支給されます。

※手当が支給されない例

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 障害を支給事由とする年金を受給できるとき
- ③ 児童福祉施設に入所したとき

大切な一週間です

12月4日～10日は人権週間

人は誰でも「幸福な生活を送る権利」を持っています。これが人権です。人間らしく生きるためになくってはならない権利です。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、この大切な権利を守るために、特に、毎年12月4日から10日の一週間を「人権週間」として、人権に関する国民相互の理解を深めるため、市町村や関係機関の協力を得て、各種行事を行っています。

◆特設人権相談所の開設

日時：12月3日(月)～7日(金) 9時～12時、13時～15時

場所：千葉地方法務局匝瑳支局(☎72・0334) 相談内容：いじめ、親子・夫婦・扶

養・相続などの家庭問題、借地・借家・名譽・信用・差別・いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとなど

相談員：人権擁護委員・法務局職員



◆人権行政合同相談

市では毎月、市民ふれあいセンターと野栄総合支所で行う行政合同相談を行っています。開設日は、20ページの無料相談の欄をご覧ください。

問 秘書課秘書班 ☎ 73・0080

北朝鮮人権侵害問題 啓発週間

毎年12月10日から16日まで「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会

を挙げて取り組むべき課題とされています。一日も早い解決に向け、この問題についての関心と認識を深めていきましょう。

問 匝瑳警察署 ☎ 72・0110



国民年金のQ&A

Q 先日会社を退職しました。何か手続きが必要ですか？

A 会社などに勤めていて、厚生年金や共済組合に加入している人は、国民年金の第2号被保険者です。

第2号被保険者の人が、60歳になる前に会社などを退職したときは、第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。次の就職先が決まっている場合でも、再就職までの期間があれば切り替えが必要です。離職票や辞令など退職日がわかる書類と年金手帳を持参の上、市役所で手続きをしてください。

なお、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者の第1号被保険者への切り替え手続きも必要ですので、配偶者の年金手帳をお持ちください。

また、ご自身の退職と同時に第2号被保険者である配偶者の扶養に入るときは、配偶者の勤務先で第3号被保険者への届出を行いますので、市役所での手続きは不要です。

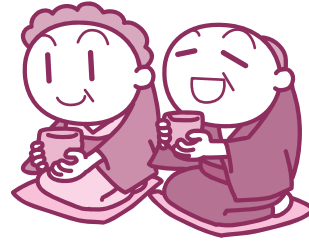
問 市民課国民年金班 ☎ 73・0086

高齢者福祉サービス

お気軽にご相談ください

現在市では、高齢者の健康保持増進、福祉の向上のために下表の通り高齢者福祉サービスを実施しています。日常生活でお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

☎ 高齢者支援課支援班 ☎ 73-0033



◆ 高齢者福祉サービス一覧

名称	内容	対象者	必要書類・要件	備考
はり・きゅう・マッサージ施術利用助成	施術費用の一部助成利用券を交付	70歳以上の在宅者	・市税の完納証明書 または非課税証明書	・月1回1,000円助成
寝具洗濯乾燥消毒サービス	巡回車両での寝具の洗濯・乾燥・消毒	65歳以上の独居または高齢者世帯で、寝具の衛生管理が必要な人		・洗濯は年1回、乾燥と消毒は月1回 ・自己負担有り
訪問理容サービス	訪問理容の際の出張経費を負担	65歳以上の独居または高齢者世帯で、身体不自由で理容院に向けない人		・年4回 ・散髪料は実費
紙おむつ給付事業	紙おむつ・パットを自宅に配送	65歳以上の在宅者で、常時尿失禁状態のため、おむつ使用が必要な人（要介護認定者）	・医師の証明 ・市税に未納がないこと	・年4回（5・8・11・2月） ・新規申し込み者宅へは翌月送付
外出支援サービス	医療機関受診に際し、リフト付き車両での送迎	65歳以上の在宅者で、車いすまたは寝台車によらなければ移動困難な人		・月3回 ・自己負担有り ・隣接する市町まで（市外で20kmを越えた場合、運用差額については実費負担）
緊急通報装置設置事業	緊急時に備え、24時間体制で対応できる通報装置を貸与する	65歳以上の独居または高齢者世帯で、身体状況、その他で緊急時に備える必要がある人（特に必要と認められた人）		・所得により自己負担あり

高齢者や障害者の権利を守ろう

市民後見人養成基礎研修

一般社団法人東総権利擁護ネットワークでは、高齢者や障害者の権利擁護支援を行うことのできる人材の養成と確保を目的に、市民後見人養成基礎研修を開催します。

対象者：銚子市、旭市、匝瑳市在住で、高齢者や障害者に対する福祉活動や権利擁護に理解と熱意がある人
日時：平成25年1月12日（土）2月2日の毎週土曜日 9時30分～17時
会場：さわやかホール（旭市の1775）
講座内容：権利擁護支援の基本的な考え方や市民後見人活動に必要な

ひとりで悩まないで

認知症家族のつどい・勉強会

◆ 認知症介護 家族のつどい
認知症介護の悩みなどを打ち明けるつどいの場です。
日時：12月16日（日）10時～12時
対象：認知症の人の家族など
定員：20人

◆ 認知症を知ろう
皆さんに認知症について知っていただく勉強会です。受講者には学んだ証として「オレンジ

基礎知識 受講料：無料
集人数：60人
締め切り：12月28日（金）
応募方法：申込書に必要事項を記入し、郵送またはFAXで東総権利擁護ネットワークあてに申し込み（申込書は高齢者支援課窓口にあります）
※研修終了後、直ちに「市民後見人」として活動できるということはありません。

◆ 事前説明会
日時：12月15日（土）13時30分～14時30分
会場：さわやかホール
☎ 地域包括支援センター（高齢者支援課内） ☎ 73-0033

「オレンジ」を配布します。
日時：12月16日（日）13時30分～15時
対象：一般
定員：30人

◆ 共通事項
場所：市民ふれあいセンター2階視聴覚室
参加費：無料
申し込み・問い合わせ：地域包括支援センター（高齢者支援課内） ☎ 73-0033